

総務常任委員会記録

令和3年3月9日(火) 於 第1委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前10時36分

○出席委員(7名)

5番 福士文敏委員 12番 尾崎寿一委員 17番 鶴ヶ谷慶市委員
21番 三上秋雄委員 22番 佐藤哲委員 23番 越明男委員
24番 工藤光志委員

○出席理事者(5名)

総務部長 清藤憲衛 人事課長 堀川慎一
人事課主幹 野呂康司 財務部長 須郷雅憲
収納課長 西沢宏智

○出席事務局職員(2名)

局長 高橋晋二 書記 成田敏教

【午前10時00分 開会】

- 委員長(工藤光志委員) これより、総務常任委員会を開会いたします。
ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案3件であります。

議案第18号 弘前市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案

- 委員長(工藤光志委員) まず、議案第18号弘前市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

- 総務部長(清藤憲衛) 議案第18号弘前市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、弘前市長等の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関して必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

条例案の概要につきまして御説明申し上げます。

お手元の配付資料、弘前市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案についてを御覧ください。よろしくお願いいたします。

初めに、配付資料1ページ目の、項目1、条例制定の背景についてでございます。

平成29年の地方自治法改正により、市長や職員等の市に対する損害賠償責任について、一部を免責する旨を条例で定めることが可能となりました。平成29年の地方自治法改正の趣旨といたしましては、会社法等の責任軽減制度を参考として、市長や職員等の市に対する損害賠償責任について条例で限定することを可能にする措置を講ずることにより、軽過失の場合における損害賠償責任の市長や職員等個人への追及において、以前から課題として捉えられていました国家賠償法との不均衡及び職員等への萎縮効果に対応するためとされております。当市では、当該地方自治法改正の趣旨を踏まえまして、弘前市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定しようとするものでございます。

次に、配付資料2ページ目の、項目2、条例案の概要を御覧くださるようお願いいたします。

まず、(1)内容でございますが、本条例案では、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免責する旨を定めています。免責のイメージ図も掲載しておりますが、賠償の責任を負う額において、黄色の部分の条例で定める賠償限度額を超える部分が免責する額となります。

次に、(2)賠償限度額についてでございます。先ほど御説明しましたとおり、賠償限度額は、地方自治法の規定に基づき、政令で定められている基準を参酌して条例で定めることとされております。

賠償限度額に係る政令で定められている基準は、会社法等における役員等の責任軽減制度を参考に設定されており、会社法等の既存制度との均衡が図られているため、本条例案に定める賠償限度額は、政令で定める基準と同額に設定しております。賠償限度額の計算方法につきましては、基準給与年額に職責などに応じて設定している区分に応じた乗数を乗じて算出いたします。基準給与年額とは、地方自治法施行規則第13条の2に算定方法が定められているものとなりますが、当市に損害を与える原因となった行為の日を含む会計年度内に支給される給与を指し、いわゆる年収に相当する金額となります。

最後に、項目3、施行期日につきましては、公布の日とするものであります。

以上で概要の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 何回かに分けてちょっと質疑させていただきたいと思うのですが、最初に今、部長から御説明がありました条例制定の背景のところですね。

私なりの解釈、意見もちょっと交えながら、質疑を若干させていただきたいと思うのですが、まず一つは、資料として昨日の本会議場でも出されました本条例案に対する意見についてということで、監査委員の3名から、清野議長のほうに文書が出されております。これは、今の提案と関係があると思われまますので、この回答文書をどう見るかというよりも、なぜ監査委員の方々から私どもに、議長を経由してこの資料が出されたのかと。この1点、まず一つお願いします。

それから二つ目に、全体的な考え方の問題なのですが、今、3点にわたる説明を聞きますと、市長をはじめとして、公務職にある職員の人たちの、いわゆる職責全うのための、萎縮効果を何というのか、和らげるのだという形にちょっと受け止めるのですが、でも反対の立場でちょっと考えますと、市長であれ副市長であれ、必要な幹部職員の人たちが、例え

ば官製談合だとか、いろいろな汚職等々にまみれて裁判沙汰になった場合などを考えますと、市長をはじめとする公職にある幹部職員の人たちの損害賠償というのは、これは当然、あって当たり前だし、厳しいものでなければならぬのではないかという気持ちに、この条例の吟味の上で、私は立ったわけです。そこの部分と、今説明いただいた背景として3点にわたる部分を、言わば委縮効果を、この弊害をなくする方向での条例提案だということはどう考えればいいのかというあたり、ここが二つ目の問題。

それから、どうですか、これ平成29年の地方自治法改正ですから、3年、4年、大分たっていますよね。そうすると、地方自治体における条例の制定状況はどうかというところも、3点目にちょっとお聞きしたいのですが。県内あるいは、どう言いますかね、私どもと人口が同じぐらいの都市などをもし調べてあれば、その制定状況などをひとつ、大分期間がたっておりますから。

それから、制定そのものは地方自治体が自主的に決めるのだということでもいいですね。いわゆるできる規定という理解でよろしいのでしょうか。1回目、委員長、以上、ひとつよろしくお願いたします。

○人事課長（堀川慎一） 3点の御質疑にお答えいたします。

まず、監査委員の意見のところでございますけれども、これ地方自治法に規定してございまして、今回の条例を制定または改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないとありますので、こういった手続を踏んだものでございます。

次に、委縮効果というところでございます。免責条例で免責された場合でも賠償責任はゼロになるわけではございません。条例で定めた一定の範囲においては、従前と同様に賠償責任を負うこととなります。また、免責条例の対象となるのは軽過失のみでありまして、故意・重過失のような場合は、悪質性の高いものは免責の対象とならないものでございます。このようなことから、免責条例を制定することによって、直接に業務の質が、委縮効果、業務の質が低下することはないものと考えてございます。

続いて、他市の状況です。県内のほかの9市に確認を取りました。制定済みが1市あります。五所川原市です。制定予定が7団体、検討中が1団体ということになってございます。

○23番（越 明男委員） 続いて、先ほどの資料説明のところの、カラー版といいますか、だいたい色と青のところの部分の条例案の概要、特に賠償限度額のところをちょっとお聞きしたいなと思うのです。まず、端的な話、賠償限度額は基準給与年額掛ける区分に応じた乗数でいいのですか、こういう式になっているのです。それで、あまりにも抽象的過ぎるものですから、どこの市長というわけではないのですが、端的な話、100万円を頂いている市長というふうに、例とした場合に、計算上の数字、それから結果としての賠償限度額はどうなりますか。ちょっと御説明願えればありがたいなと、これが一つです。

それから、その区分のところには掛ける乗数、今、私が例に出した市長の場合は6、以下、6、4、2、1とございますね。この掛ける乗数の6、4、2、1というのはどういう数字なのか。どのぐらいの迫力のある乗数なのでしょう。そこら辺、少し伺います。

○人事課長（堀川慎一） 賠償限度額のお話です。先ほど、年収が100万円だという例がありましたけれども、年収が100万円だとすると、それに6を掛けた600万円が賠償限度額となります。

次に、乗数の6、4、2、1の考えですけれども、国が定めた基準では、会社法等における役員等の責任軽減制度の立法例などを参考に、市長等のそれぞれの地位の重要性に応じて乗数が定められてございます。それで、乗数の具体的な設定に当たっては、会社法で設定された代

表取締役は6などを参考にしつつ、二つの要素に着目されております。その二つの要素ですけれども、一つの要素は、選挙によって直接選出される対象であるか、あるいは職を辞めさせる請求、いわゆる解職請求の対象であるかといった民意に基礎を置く程度によるもの。二つ目の要素は、独立した執行権限や職員の指揮監督権、任命権といった権限の有無によるもの。この考えに基づきまして、市長は選挙によって直接選出され、市の統括代表者であることから乗数は6、副市長、教育長などは解職請求の対象となっていることから乗数は4、農業委員会の委員などは解職請求の対象となっていないが、独立した執行権限を行使するものであることから、乗数は2に設定しているものでございます。

○23番（越 明男委員） 最後に、本条例制定後の公布、それから運用の問題について少し伺っておきたいというふうに思います。

それで、これ公布の日から施行ということになるのですが、まず端的な話、可能性としてあり得るのかどうかという質疑というのも何となく、自信がなさそうな質疑のような感じで。実際問題、条例はできたものの、運用ということになれば、つまりこの条例が制定されるのはいいのですが、具体的に運用ということになると、クリアしなければならない諸条件というのはいろいろ出てくるのではないかという気がするのです。

そういう意味では、条例は制定したけれどもという感じが少し、今の段階では私、ちょっと持つのですけれども、これがまた損害賠償事件なり、責任がいつも問われるような条例制定がはびこるようだったら、これ大変なことになるわけでありまして。可能性としては、運用の段階での可能性としては、極めて率の低いものということでは理解したいのですけれども、こちらはどうでしょうか。

○人事課長（堀川慎一） 過去の資料を確認する限り、これまで弘前市において、職員に対して求償した事例はないものと認識してございます。（「よろしゅうございます」と呼ぶ者あり）

○22番（佐藤 哲委員） この条例が、今、過去にはないと、運用されたことがないということだったのだけれども、どういう事故の場合——事故というか、どういう場合にこういう賠償責任で訴訟として出されるとかなんとかということは考えられるものですか。その辺がいまいち理解できないのです。それから、国家賠償法との不均衡とここに書かれていますけれども、今まで民法上の損害賠償責任、過失に応じて、例えば人が亡くなったりなんかという場合にそういうものが出てくるのだらうと思うのですけれども、この辺が非常に曖昧で、どう想定すればいいものか。

それから、軽過失とか重過失、この辺の区分の仕方というのはどう考えればいいのかというふうに思ってずっと読んでいたのです、ここ何日も。ちょっと説明してもらえませんか。

○人事課長（堀川慎一） 損害賠償の、全国的に損害賠償の例がございまして。例えば、京都市の事例になりますけれども、市長がゴルフ場開発不許可処分とされた開発事業者から買い取った開発用地の買取り代金が著しく高額として訴えられて、市長が約26億円の賠償義務を負った例などがございまして。

次に、過失——軽過失か、または故意、または重過失の判断になりますけれども、住民訴訟となった案件については、裁判所の判断により示されると考えておりますが、訴訟となった案件以外については、個々の事案の事例を踏まえ、市においてその免責条例の適用について判断をすることになります。それで、軽過失の判断ですけれども、具体的には総務大臣からの通知におきまして、一般的には、普通地方公共団体の長等が違法な職務行為によって当該普通地方公共団体に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ認識しなかったことについて著しい不注

意がない場合を示すものと説明されております。

○22番（佐藤 哲委員） それで、説明されて思ったのですけれども、当然のように、こういう年収掛ける、例えば市長は、6倍であれば恐ろしい金額を支払わねばまねという状態になって、その執行者といいますか、理事者といいますか、この人たちがやっぱり随分と委縮といいますか、仕事をやりづらくなってくるといいますか、思い切った政策というのが打てなくなるということも十分考えられてくると思うのだけれども、そういうことというのは配慮してあるものなのですか。どうなのですか。

○人事課長（堀川慎一） 思い切った政策ができなくなると……（「委縮するということですよ、結局。事なかれ主義だけでやりかねないという」と呼ぶ者あり）そういったものを防ぐために、今回、この条例を制定したいという考えでございます。

○22番（佐藤 哲委員） これはそうすると、仮に先ほどの京都市の例みたいになってくると払えなくなってしまうという……幾ら免責があったとしてもですよ。あり得ますよね……もう1回ちゃんと説明してください。

○人事課主幹（野呂康司） 繰り返しになりますけれども、国が定めた基準におきましては、会社法等における役員等の責任軽減制度の立法経緯などを参考に市長等のそれぞれの地位の重要性によって乗数が定められているものでありますけれども、特別、当市におきましてはこれと異なる内容とするべき特別な事情がなく、このような、会社法など、他の制度との均衡が図られている国の基準どおりに設定しようとするものであります。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第19号 弘前市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第19号弘前市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（清藤憲衛） 議案第19号弘前市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、常勤の特別職の退職手当について、支給の対象となる者の範囲を見直すため、所要の改正をしようとするものであります。

条例案の概要につきまして御説明申し上げます。お手元の配付資料、弘前市特別職の職員の

退職手当支給条例の一部を改正する条例案についてを御覧くださいようお願いいたします。

本条例の第2条は、条例を適用する範囲について規定するものであります。現行の条例では、退職手当を支給する特別職の範囲について、他の地方公共団体の一般職から引き続いて就任した者は適用除外とする規定となっております。

これは、本市以外の地方公共団体——例えば県の一般職の職員を退職して、引き続いて市の特別職の職員に就任し、特別職の任期満了後に再び元の地方公共団体に帰任する場合を想定したものであり、その場合の当該職員の退職手当については、退職手当の通算規定を適用し、本市の特別職として在職した期間も通算し、最終的に退職した地方公共団体において退職手当を支給するものであります。

しかし、この規定内容では、他の地方公共団体を退職する際に、既に他の地方公共団体から退職手当が支給され本市の特別職の任期満了後も元の地方公共団体に帰任する予定がない職員についても適用除外となり、本来支給すべき特別職の退職手当を支給できないことから、今回、適用範囲について改正を行うものであります。

最後に、施行期日につきましては、公布の日とするものであります。

以上で概要の説明を終わります。御審議方よろしくようお願いいたします。

○委員長(工藤光志委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番(越 明男委員) 1回でいいでしょう。3点ほど伺います。

一つは、これ確認ですけれども、常勤の特別職、市長をはじめ4種ということでよかったのでしたか。これ、一つ確認させてください。

それから、条例の説明箇所のところに、当該地方公共団体の退職時に退職手当の支給を受けていない者を加えるとあるわけですけれども、そうしますと退職したのであれば、その職場での退職手当をもらった上で、幹部職なり特別職に来るのではなかったのですか。これでいきますと、退職手当をもらっていないのだという説明になりますよね。これちょっと、内容的に確認させてください。つまり、もう1回言うと、退職手当を本来もらって当たり前だと思う方が退職手当をもらわずに、本市のほうの特別職に来た例なのだという理解でよろしいかという意味ですね。これが二つ目。

3点目。具体的にはどなたのことなのですか。これ、公表できますか。以上3点。

○人事課長(堀川慎一) 特別職の範囲ということで、この条例は、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員の4名でございます。

あとは、退職手当をもらわずに市の特別職に就任する方ということですが、例えば県の職員で、割愛といいますけれども、県の職員を一旦辞められて市の特別職に就任して、任期満了後にまた県に戻る方ということ、当初は想定していたものでございます。(「戻ることもあるのだべな」「ほどんとみんなそうだ」と呼ぶ者あり)

今回の条例改正で、実際に適用対象となる職員はいるかということですが、現在在職している教育長が適用対象となるものでございます。(「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○委員長(工藤光志委員) ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(工藤光志委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について

○委員長（工藤光志委員） 最後に、議案第32号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（須郷雅憲） 議案第32号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

青森県市町村総合事務組合は、市町村の事務の一部を共同処理するために平成19年4月1日に発足した一部事務組合であります。

今回、当組合の構成団体である十和田地区環境整備事務組合が解散すること等に伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、共同処理する事務を変更するとともに、規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、青森県市町村総合事務組合では11の事務を共同処理し、事務の種類により構成する市町村等も異なっておりますが、十和田地区環境整備事務組合は、その中で地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の構成団体であります。

また、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、市町村税等の滞納整理に関する事務のうち、農業災害補償法第87条の2第3項及び第8項に規定する共済掛金等及び延滞金の徴収事務を削除するものであります。

以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） それでは、2回に分けて質疑をいたしたいと思っておりますので、改めてまたよろしく申し上げます。

まず最初に、今、部長のほうからも説明があったのかなと思ったりもしていたのですが、改めて、弘前市議会でこの問題を——この問題というのは、後ほど述べる事務組合が解散

することに伴う改廃ですが、これをやらなければならない、逆にいいますと、必要性についてもう一度伺いたします。

あわせて、財務部収納課の担当となっておりますけれども、収納課の担当という意味について。その二つ、まずお願いします。

○**収納課長（西沢宏智）** まず、1点目です。市議会に、問題として取り上げなければならない必要性についてでありますけれども。

地方自治法第286条第1項に、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減や共同処理する事務の変更または一部事務組合の規約を変更するときは、関係地方公共団体が協議し、都道府県知事の許可を得なければならないと規定されております。それで、同じ地方自治法の第290条では、関係地方公共団体の協議については、それぞれの議会の議決を経なければならないと規定しているということになります。

それから、2点目の、財務部収納課で担当している意味ですけれども、この市町村総合事務組合では、11の事務を共同処理しています。その中で、11の中に、市町村税の滞納整理に関する事務という共同処理している事務があるのですけれども——これ滞納整理機構という機関なのですけれども、これに関して所管をしているのが収納課でありまして、その関係からうちのほうで担当しております。

○**23番（越 明男委員）** 分かりました。では、もう1回。

具体的に、十和田地区環境整備事務組合に少しスポットを当てたような形で理解をさせていただきたいと思うのです。これは「解散すること等に伴い」とここにあるわけですけれども、端的に十和田の環境事務組合が解散する理由は何なのかというところが一つです。

それから、あわせて解散の時期はいつを想定するのかという点が2点目。

最後、3点目。これ、うちのほうの例えば弘環の環境整備事務組合が何をやっているのかというのは、私も大体分かりますけれども、うちのほうの事務組合。そうすると、十和田の環境整備事務組合も市町村民、住民の皆さん方に必要な環境整備のサービスをずっと提供してきたと思うのです。これ、解散等に伴った後の組織体制といいますか、住民サービスはどうなるというふうにお聞きしているか。その3点をお伺いします。

○**収納課長（西沢宏智）** まず、1点目です。十和田の解散の理由です。十和田地区環境整備事務組合は、十和田市や三沢市など6市町村で構成し、共同でし尿処理を行ってきましたが、さらなる効率化と経費節減のため、老朽化した施設の更新に合わせてこれまでの運用の見直しを図ることを目的として解散することになったものであります。

それで、その解散の時期ですけれども、本年3月31日をもって解散するということになっております。

それから、3点目の解散後の組織体制です。解散後のし尿処理につきましては、三沢市は単独処理に移行すると。それから、そのほか十和田市、五戸町、六戸町、おいらせ町、新郷村の5市町村は既に同一の市町村で構成している十和田地域広域事務組合において共同処理していくと聞いております。（「ありがとうございました。終わります」と呼ぶ者あり）

○**委員長（工藤光志委員）** ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（工藤光志委員）** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時36分 散会】